

第10章 保健医療従事者の確保対策

1 医師確保計画の推進

地域間の医師偏在の解消等を通じて地域における医療提供体制を確保していくため、令和2(2020)年3月に「愛知県医師確保計画」を策定しましたが、3年ごとに見直し(初回のみ4年間)、令和18(2036)年度までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標としています。

なお、詳細な内容については、別冊の「愛知県医師確保計画」に記載しています。

(1) 計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間

(2) 「愛知県医師確保計画」の主な内容

ア 医師少数(多数)区域の設定

- 都道府県は、厚生労働省が算出した医師偏在指標に基づき、医師少数区域、医師多数区域を2次医療圏単位で設定します。国が示した基準では、全国330ある2次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位33.3%を医師多数区域、下位33.3%を医師少数区域とすることとされています。
- なお、本県は、医師少数でも多数でもない都道府県とされています。

【本県における医師少数区域・医師多数区域】

分類 (国が示した基準)		新たな 医師偏在指標	順位	(参考) 前回計画策定時 の医師偏在指標	順位
	全国	255.6	-	239.8	-
医師多数 (1位~110位)	尾張東部	333.2	24	332.2	21
	名古屋・尾張中部	305.4	37	284.0	40
医師多数・少数以外 (111位~219位)	尾張西部	214.9	120	184.9	146
	海部	207.7	131	177.6	167
	知多半島	196.5	174	186.3	143
	西三河南部西	194.7	181	188.0	136
	西三河北部	※192.3	186位相当	176.7	174
	西三河南部東	188.8	195	151.4	259
	尾張北部	185.2	203	169.8	194
医師少数 (220位~330位)	東三河南部	184.2	206	169.5	197
	東三河北部	165.2	251	148.3	266

※新たな医師偏在指標の西三河北部医療圏については、県で再計算を行っています。

【3次医療圏(愛知県)の状況】

分類		新たな 医師偏在指標	順位	(参考) 前回計画策定時 の医師偏在指標	順位
	全国	255.6	-	239.8	-
医師多数 (1位~16位)					
医師多数・少数以外 (17位~31位)	愛知県	240.2	28	224.9	27
医師少数 (32位~47位)					

イ 医師の確保の方針

(ア) 本県における医師の確保の方針

- 本県には医師多数区域が2区域あるため、まずは、県内において必要な医師を確保することとし、積極的な医師多数都道府県からの医師の確保は行わないこととします。
- 大学病院、医師会、関係医療機関等と協力して、県内に多くの医師に定着してもらえるよう、医師のキャリア形成支援や勤務環境改善に積極的に取り組みます。

(イ) 2次医療圏における医師の確保の方針

- 医師少数区域（東三河北部医療圏）及び医師少数でも多数でもない区域（海部医療圏、尾張西部医療圏、尾張北部医療圏、知多半島医療圏、西三河北部医療圏、西三河南部東医療圏、西三河南部西医療圏、東三河南部医療圏）は、愛知県地域医療対策協議会における協議結果に基づき、地域枠医師の派遣及び医師多数区域からの医師の確保を行うこととします。
- 医師多数区域（名古屋・尾張中部医療圏、尾張東部医療圏）は、医師少数区域並びに医師少数でも多数でもない区域からの医師の確保は行わず、医師多数区域以外への医師派遣を重点的に行い、必要な医師数を確保することとします。

ウ 目標医師数（参考値）

- 国が示す目標医師数設定の考え方によると、本県は、「医師少数でも多数でもない都道府県」であることから、目標医師数を既に達成しているものとして取り扱われます。また、本県の2次医療圏については、全て計画開始時の医師数が設定上限数となります。
- よって、2次医療圏の目標医師数としては、計画開始時の医師数（本県独自の調査結果を踏まえた直近の医師数）を参考値として記載しますが、目標医師数にかかわらず、県内の医師不足の状況を把握・分析し、必要な医師確保及び偏在是正を実施していくこととします。

エ 医師確保を推進するための施策

(ア) 基本的な考え方

- 短期的に効果が得られる施策と、医師確保の効果が得られるまでに時間のかかる中・長期的な施策を適切に組み合わせることにより、医師確保施策に取り組みます。

(イ) 今後の主な施策

- ・ 短期的な施策…地域枠医師の派遣調整、地域枠医師以外の医師の派遣に係る支援・要請、臨床研修医募集定員の配分
- ・ 中・長期的な施策…地域枠医師の養成、病院勤務医の勤務環境の整備、医師不足地域や診療科の医師の養成・確保、子育て世代医師の働きやすい職場環境の整備

オ 個別の診療科における医師確保計画

- 産科及び小児科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、暫定的な診療科別医師偏在指標を用いて医師偏在対策を検討することとされているため、個別に医師確保計画を策定していません。

2 歯科医師

【現状と課題】

現 状

- (1) 歯科医師法第6条第3項による届出状況
- 本県を従業地としている歯科医師の届出数（令和2（2020）年12月31日現在）は、6,159人で前回調査の平成30（2018）年に比べ、421人増加しています。（表10-1-1）
 - 人口10万人当たりの歯科医師数で見ると82.4人となっており、全国の85.2人を下回っています。
また、医療圏別では、名古屋・尾張中部医療圏が多く109.7人、西三河南部東医療圏が59.9人と少ない状況になっています。（表10-1-2）
 - 海部、東三河北部医療圏では0～2人の町村があり、豊根村は、従業歯科医師がいない状況です。また、西三河北部、東三河北部医療圏に無歯科医地区（令和4（2022）年10月現在）が22地区あります。
- (2) 歯科医師の養成
- 本県では1大学に歯学部が設置されており、令和5（2023）年度入学定員は、125人となっています。（表10-1-3）
 - 歯科医師臨床研修制度により、歯科医療の果たすべき社会的役割を認識し、基本的な診療能力を身に付けるため、1年以上の研修が必修となっています。

課 題

- 無歯科医地区等での歯科保健医療提供体制の充実強化を図ることが必要です。

【今後の方策】

- 県内全ての地域で歯科保健医療提供体制が確保できるよう、関係団体等と検討を進めます。

表10-1-1 歯科医師数の推移（毎年末）

区 分	平成 18 (2006)年	平成 20 (2008)年	平成 22 (2010)年	平成 24 (2012)年	平成 26 (2014)年	平成 28 (2016)年	平成 30 (2018)年	令和 2 (2020)年
本県歯科医師数	4,978	5,189	5,363	5,550	5,581	5,683	5,738	6,159
本県人口 10 万人当たり	68.1	70.1	72.4	74.7	74.9	75.7	76.1	82.4
全国人口 10 万人当たり	76.1	77.9	79.3	80.4	81.8	82.4	83.0	85.2

資料：医師・歯科医師・薬剤師統計（平成28(2016)年以前は医師・歯科医師・薬剤師調査）（厚生労働省）

表10-1-2 歯科医師従業地別届出数（令和 2 (2020) 年末）

医 療 圏	歯 科 医 師			人口 令和 5 (2023) 年 4 月 1 日
	届出数	人口 10万人当たり	うち 医療施設の 従事者	
名古屋・尾張中部	2,730	109.7	2,630	2,488,809
海 部	193	60.1	193	321,113
尾 張 東 部	402	84.5	397	475,687
尾 張 西 部	373	73.5	365	507,450
尾 張 北 部	541	74.4	532	726,931
知 多 半 島	410	66.1	402	620,206
西 三 河 北 部	291	60.9	281	478,086
西 三 河 南 部 東	254	59.9	251	424,179
西 三 河 南 部 西	445	63.8	438	697,490
東 三 河 北 部	34	67.9	34	50,073
東 三 河 南 部	486	70.9	476	685,606
愛 知 県	6,159	82.4	5,999	7,475,630
全 国	107,443	85.2	104,118	-

資料：令和 2 年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

注：人口10万人当たりの人口は、「あいちの人口」を用いています。

表10-1-3 歯学部設置状況

名 称	設置者	入学定員（令和 5 (2023) 年度までの年度ごと）	
		平成 20 (2008)～24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度～
愛知学院大学歯学部	学校法人	130人	125人

用語の解説

○ 歯科医師臨床研修制度

診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。

3 薬剤師

【現状と課題】

現 状

- (1) 薬剤師法第9条による届出状況
- 本県を従業地としている薬剤師の届出数は16,003人(令和2(2020)年12月31日現在)で、人口10万人当たりでは全国平均を下回っていますが、増加傾向が続いています。(表10-2-1)
 - 薬局従事者は10,056人で、届出者の約6割を占めています。(表10-2-1)
 - 愛知県内には4大学に薬学部が設置され、入学定員は、計675人(うち6年制薬学課程定員625人)です。(表10-2-2)
令和4(2022)年度の薬剤師国家試験では、489名の合格者が県内から出ています。
- (2) 薬剤師の確保
- 薬剤師の従業先には業態の偏在や地域偏在があるため、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要です。
 - 病院薬剤師と薬局薬剤師の偏在状況は、それぞれ異なると考えられることから、県内における病院薬剤師・薬局薬剤師の両者の就労状況の把握及び偏在指標による検証が必要です。
 - 東三河北部医療圏では、豊根村に薬局がなく、東栄町は1薬局です。
また、海部医療圏では、飛島村は1薬局です。
さらに、県内7市町で薬局が所在しない中学校区が11校区あります。
- (3) 薬剤師の養成
- 患者本位の医薬分業を推進するために、かかりつけ薬剤師の養成が必要です。
 - 薬剤師は、地域医療における薬物療法の有効性・安全性の確保や公衆衛生の向上及び増進等に資するため、業務・役割の更なる充実が求められています。

課 題

- 結婚・育児等を理由に休業している薬剤師など、潜在薬剤師の復帰支援を行い、薬剤師を確保する必要があります。
- 厚生労働省が算定した薬剤師偏在指標によると、病院薬剤師の確保は喫緊の課題とされていますが、二次医療圏単位の偏在指標によると、本県では、病院薬剤師、薬局薬剤師の項目それぞれで目標偏在指標を下回っている地域が多くあります。(表10-2-3)
- 地域偏在の解消のため、二次医療圏の就労状況及び偏在指標についても、把握していく必要があります。
- かかりつけ薬剤師を養成するために、最新の医療及び医薬品等に関する専門的情報の取得を基礎としつつ、患者・住民とのコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会や薬業団体と連携しながら開催する必要があります。
- 調剤等の業務に加え、病院薬剤師にあっては病棟薬剤業務やチーム医療等、薬局薬剤師にあっては在宅医療や特定の疾病について医療機関と連携して高度な薬学的管理を行う機能等、専門性を持った薬剤師の養成が必要です。

【今後の方策】

- 人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保するため、愛知県薬剤師確保計画を策定し、3年ごとに実施・達成を積み重ね、令和18(2036)年までに薬剤師偏在是正を達成することを目標とします。
- 医薬分業、在宅医療の進展等に伴い、地域の需要に即したかかりつけ薬剤師の確保と質の向上を目指します。
- 薬剤師を確保するために、結婚・育児等を理由に休業している薬剤師のうち勤労意欲のある方に対して研修会等を開催し、復職を支援します。(県薬剤師会への委託)

表10-2-1 従事薬剤師数の推移(毎年末)

年	届出数	人口10万人当たり(全国)	薬局従事(薬局数)	病院・診療所従事
平成20	12,716人	171.8 (209.7)	7,106人 (2,900施設)	2,412人
平成22	13,202人	178.1 (215.9)	7,600人 (2,957施設)	2,499人
平成24	13,426人	180.8 (219.6)	7,951人 (3,055施設)	2,574人
平成26	14,056人	188.5 (226.7)	8,385人 (3,193施設)	2,743人
平成28	14,684人	195.6 (237.4)	8,916人 (3,278施設)	2,941人
平成30	15,446人	204.9 (246.2)	9,639人 (3,368施設)	3,044人
令和2	16,003人	212.2 (255.2)	10,056人 (3,519施設)	3,130人

資料：医師・歯科医師・薬剤師統計(平成28年以前は医師・歯科医師・薬剤師調査)(厚生労働省)

注：薬局数は毎年度末(愛知県保健医療局調べ)

表10-2-2 薬学部設置状況(令和5(2023)年度)

名称	設置者	所在地	入学定員	
			6年制薬学課程	4年制薬学課程
名古屋市立大学薬学部	名古屋市	名古屋市瑞穂区	65人	50人
名城大学薬学部	学校法人	名古屋市天白区	265人	
金城学院大学薬学部	学校法人	名古屋市守山区	150人	
愛知学院大学薬学部	学校法人	名古屋市千種区	145人	

資料：薬科大学(薬学部)学科別一覧(文部科学省)

表10-2-3 薬剤師の偏在指標

	病院薬剤師偏在指標		薬局薬剤師偏在指標		地域別薬剤師偏在指標	
	現在時点	将来時点	現在時点	将来時点	現在時点	将来時点
名古屋・尾張中部	0.82	0.80	1.21	1.26	1.10	1.12
海部	0.78	0.83	0.86	1.01	0.84	0.96
尾張東部	0.96	0.90	1.07	1.13	1.03	1.04
尾張西部	0.66	0.66	0.93	1.03	0.86	0.92
尾張北部	0.67	0.66	0.90	1.00	0.83	0.90
知多半島	0.62	0.62	0.88	0.95	0.82	0.87
西三河北部	0.50	0.46	0.93	0.94	0.81	0.79
西三河南部東	0.89	0.83	0.77	0.77	0.80	0.79
西三河南部西	0.72	0.66	0.91	0.90	0.86	0.83
東三河北部	0.41	0.48	0.78	1.08	0.70	0.94
東三河南部	0.67	0.67	0.78	1.08	0.70	0.94
愛知県	0.75	0.74	1.00	1.06	0.93	0.96
全国	0.80	0.82	1.08	1.22	0.99	1.09

※目標偏在指標：1.00

資料：薬剤師偏在指標等について

(令和5年6月9日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局(現：医薬局)総務課事務連絡)

注：現在時点は令和5(2023)年時点、将来時点は令和18(2036)年時点

用語の解説

- かかりつけ薬剤師
医師と連携し、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導等を行う、患者自身が選択した信頼できる薬剤師のことです。
- 薬剤師の偏在指標
地域における薬剤師の偏在状況の把握を可能とするため、厚生労働省が医療需要（ニーズ）に基づき、地域ごと、薬剤師の業種ごとの薬剤師数の多寡により算出した、薬剤師偏在の度合いの指標のことです。

4 看護職員

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>(1) 就業看護職員の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4(2022)年に実施した「看護業務従事者届」の状況では、届出数(実人員)は83,420人で、前回(令和2(2020)年)の82,973人から447人(0.5%)増加しています。(表10-3-2) ○ 職種別では、看護師が1,841人(2.8%)、保健師が218人(7.7%)、それぞれ増加しましたが、助産師は52人(△2.2%)、准看護師は1,560人(△12.2%)、それぞれ減少しています。 また、就業場所としては、病院と診療所が合わせて78.7%で、介護保険関係施設は7.5%となっています。 職種別にみると、保健師は69.0%が公的機関である保健所、市町村又は都道府県に勤務しています。 ○ 看護職員の就業先は、介護保険施設、訪問看護ステーション等にも広がっています。 <p>(2) 看護職員需給推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元(2019)年11月に、令和7(2025)年における看護職員の需給推計を策定しましたが、それによると、6,419人～13,403人の看護職員の不足が見込まれています。(表10-3-1) <p>(3) 看護職員養成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師等学校養成所の入学定員の状況を見ると、看護師養成定員は、おおむね横ばい、准看護師養成定員は減少傾向にあります。学校の種類別では、大学での養成が増加し、養成所での養成は減少傾向にあ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護業務従業者は年々増加していますが、引き続き計画的かつ安定的な確保を図る必要があります。また、少子高齢化の更なる進行や医療の高度化などにより、患者のニーズに応じたより質の高い看護が求められています。 ○ 看護職員を安定的に確保するため、県立の看護専門学校等での養成を継続するとともに、看護職を目指す者が希望どおり看護職に就けるよう、支援していく必要があります。 また、少子化の進行に伴う看護職への志望者数の動向にも留意する必要があります。 ○ 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。 特に、訪問看護については、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、職員の確保及び資質の向上がますます必要とされます。 ○ 少子化の進行や高学歴化などの影響により、新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後、必要な看護職員数を確保していくためには、離職防止や再就業の促進等の取組を、より一層実施していく必要があります。 ○ 介護保険事業支援計画における訪問看護や介護保険サービスでの利用見込み量の増加に伴い、この分野で従事する看護職員の確保を図る必要があります。 ○ 今後も、看護職員の需給の状況を把握し、各種の看護対策事業を推進していきます。 ○ 保健医療や医療従事者を取り巻く環境の変化に伴い、看護基礎教育の内容が見直され、新しいカリキュラムが令和4(2022)年度(2年課程は令和5(2023)年度)から適用されました。看護師等養成所が効果的にカリキ

ります。

なお、准看護師養成定員は、今後も減少傾向にあるものと見込んでいます。(表10-3-3)

- また、看護職員の資質向上策の一つとして、准看護師が看護師資格を得るための教育を推進するため、「2年課程通信制」が平成16(2004)年から制度化され、本県では、入学定員250人の養成所が1校あります。令和4(2022)年度の卒業生は247人、国家試験合格者は217人となっています。

(4) 看護職員の離職防止

- 令和4(2022)年度に日本看護協会が実施した「2022年病院看護・助産実態調査」の状況では、愛知県の常勤看護職員の離職率は12.8%、新卒採用者の離職率は8.3%となっています。

(5) 看護職員の就業支援

- ナースセンターでは、平成27(2015)年度から相談員の増員や名駅支所の開設、ハローワークとの連携強化に取り組んでおり、令和4(2022)年度の求人登録数は14,324件、求職登録者数は2,969人、就職あっせん者数は1,208人となっています。(表10-3-4)
- 出産等のために就業先を長期間離れていた場合、必要な知識や技術に不安を感じて、再就業をためらう看護職員がいます。
- 再就業に必要な知識や技術を習得させ就業を促進するため、看護職カムバック研修を実施しています。その受講生の就業率は、令和4(2022)年度は50.0%でした。(表10-3-5)

(6) 看護職員の継続教育

- 看護職員の継続教育を推進するための拠点として、平成15(2003)年度から「愛知県看護研修センター」を設置し、看護教員等指導者の養成や施設内教育等の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業を実施しています。
- 令和4(2022)年度は、12種類の研修事業を延43回開催し、合計667人の受講者がありました。(表10-3-6)

- 保健医療福祉環境が変化するにつれて、

ュラムを運用できるように、技術的助言を継続して行う必要があります。

- 2年課程通信制について、平成30(2018)年度から通信制課程の入学・入所資格である准看護師としての就業経験年数が短縮されているため、7年以上看護業務に従事している准看護師数の動向に留意していきます。

- 常勤看護職員の離職率が全国(11.6%)と比較して高いため、離職率を低下させるための対策を行う必要があります。
- 新人看護職員の早期離職防止や院内教育の充実を図るために、新人看護職員研修や中小病院での出張研修を引き続き進めていく必要があります。

- 求人登録数は増えているものの、求職登録数は減少しており、求人・求職間の条件面の格差があるため、引き続きナースセンターにおいて、求人・求職間の条件面の格差などミスマッチの原因分析を行い、再就業の促進を図っていく必要があります。
- また、定年退職後の看護職の再雇用制度の普及や労働者派遣事業者との連携なども視野に入れていく必要があります。
- 看護職カムバック研修の受講者の確保や研修受講生の就業を促進することが課題となっています。

- 医療の高度化、専門分化や在宅医療の多様化など、保健医療をとりまく環境が変化する中で、看護職員には、より高度な専門知識及び専門技術の習得が求められており、看護職員への継続教育の充実がますます重要となります。

また、看護基礎教育を推進する上で指導的な役割を果たす看護教員リーダーを養成するために、教務主任養成講習会を令和4(2022)年度に開講しました。今後も定期的な開催を目指します。

- 医療の高度化、専門分化に伴い、看護現場

看護の役割が拡大し、臨床においても質の高い看護ケアが求められているため、「クリティカルケア」など19の特定の看護分野において、水準の高い熟練した看護技術と知識を用いてあらゆる場で看護を必要とする対象に看護実践ができ、他の看護職員のケア技術向上の指導ができる『認定看護師』を育成しています。

県内では、愛知県看護協会が日本看護協会から認定看護師教育機関として認定を受けており、愛知県看護協会では、「摂食・嚥下障害看護」、「訪問看護」の分野の認定看護師が育成されています。

- 在宅医療等の推進を図っていくためには、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成・確保していく必要があることから、平成27(2015)年10月より特定行為に係る看護師の研修制度が開始されました。

県内では、大学院2課程、病院13施設及び愛知県看護協会の計16か所が厚生労働大臣から特定行為研修機関の指定を受けています。

においては、特定の看護分野において、水準の高い看護を提供できる認定看護師がますます必要とされていることから、更に認定看護師の育成を目指します。

- 県内では、修了者が182人（令和4(2022)年10月末時点）と限られていることから、今後も特定行為研修の修了者、その他専門性の高い看護職員の養成と確保に努めます。

【今後の方策】

(1) 量的な確保

- 県立大学看護学部及び県立看護専門学校において、引き続き資質の高い看護職員の養成に努めます。
- 看護師等養成所の定期的な運営指導などにより、養成所の適正な運営の維持・向上及び新卒就業者数の確保に努めます。
- 看護技術に不安のある新人看護職員の離職を防止するため、新人看護職員研修の助成や研修体制の整わない病院（主に中小病院）等に対し、出張研修を実施します。
- 看護職員の離職防止・復職支援のため、病院内保育の充実、勤務環境の改善を支援します。
- ナースセンターにおける就業促進事業の充実に努めます。

(2) 資質の向上

- 社会的に有為な看護師を育成するため、看護師等養成所における基礎教育の充実に努めます。
- 研修体制の整わない病院等の看護職員の資質の向上に努めます。
- 認定看護師及び特定行為研修の修了者など在宅医療等を支える看護職員や、感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる高度な看護実践能力を有する人材を養成・確保するため、制度の充実に努めます。
- 訪問看護需要の増大に対応するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、資質向上のための人材の養成や派遣など、訪問看護に従事する看護職員の確保に努めます。

(3) 普及啓発等

- 看護職への志望者数の動向に留意するとともに、看護対策の基盤として、引き続き「看護の心」の普及啓発に努めます。

【目標値】

- 特定行為研修修了者の就業者数
182人（令和4（2022）年10月） ⇒ 776人

<考え方>

- ・在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
- ・新興感染症等の感染拡大時に対応できる看護師の確保
- ・タスクシフト／シェアの推進に資する看護師の確保

表 10-3-1 愛知県看護職員需給推計(令和元(2019)年11月策定)(実人員)

区分	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
需要推計	94,424人	95,272人	101,408人
供給推計	88,005人		
不足数	6,419人	7,267人	13,403人
充足率	93.2%	92.4%	86.8%

※ 需要推計については、看護職員の超過勤務時間や有給休暇の取得日数など労働環境の変化に対応して幅を持たせた次の3つのシナリオを設けて係数処理を行い、推計した。

シナリオ①：1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給休暇取得5日以上

シナリオ②：1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給休暇取得10日以上

シナリオ③：1ヶ月における超過勤務時間なし、1年あたりの有給休暇取得20日以上

表10-3-2 令和4年看護業務従事者届の状況(令和4(2022)年12月末現在)(実人員)

区分	病院	診療所	介護保険 関係施設	保健所・ 市町村	訪問看護 ステーション	その他	計	前回の 状況
看護師	42,996	11,806	4,182	528	5,146	2,110	66,768	64,927
准看護師	3,388	5,205	1,958	27	440	234	11,252	12,812
助産師	1,347	662	1	99	2	223	2,334	2,386
保健師	151	95	153	2,117	11	539	3,066	2,848
計	47,882	17,768	6,294	2,771	5,599	3,106	83,420	82,973
構成比	57.4%	21.3%	7.5%	3.3%	6.7%	3.8%	100.0%	—

表10-3-3 看護師等学校養成所の入学定員の推移 (人)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
看護師養成	3,637	3,477	3,467	3,387	3,467
准看護師養成	200	160	120	120	120
保健師・助産師養成	155	95	95	80	80
計	3,992	3,732	3,682	3,587	3,667

※保健師は、他に大学院、大学及び統合カリキュラムでの養成あり
助産師は、他に大学院及び大学での養成あり

表10-3-4 ナースセンターにおける求人・求職登録状況等の推移

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求人登録数(件)	10,929	11,126	13,303	13,200	13,314	14,324
求職登録者数(人)①	3,667	3,720	4,059	4,425	3,912	2,969
就職者数(人)②	1,304	1,328	1,375	1,378	1,423	1,208
就職率(%)②/①	35.6	35.7	33.9	31.1	36.4	40.7

表10-3-5 看護職カムバック研修の受講状況

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受講者数(人)	202	200	91	108	92
就業者数(人)	100	106	54	60	46
就業率(%)	49.5	53.0	59.3	55.6	50.0

表10-3-6 看護研修センターにおける事業実施状況 (人)

区分	開催状況	受講者数			
		元年度	2年度	3年度	4年度
専任教員養成講習会	1年×1回 ※H31～11月	35	34	23	26
教務主任養成講習会	9月×1回	—	—	—	11
臨地実習指導者講習会	8週×2回	128	56	60	121
臨地実習指導者講習会(特定分野)	10日×2回	61	43	47	52
看護職カムバック研修	延28回	200	202	267	228
その他(7研修会)	延9回	223	77	220	229
計	延43回	647	412	617	667

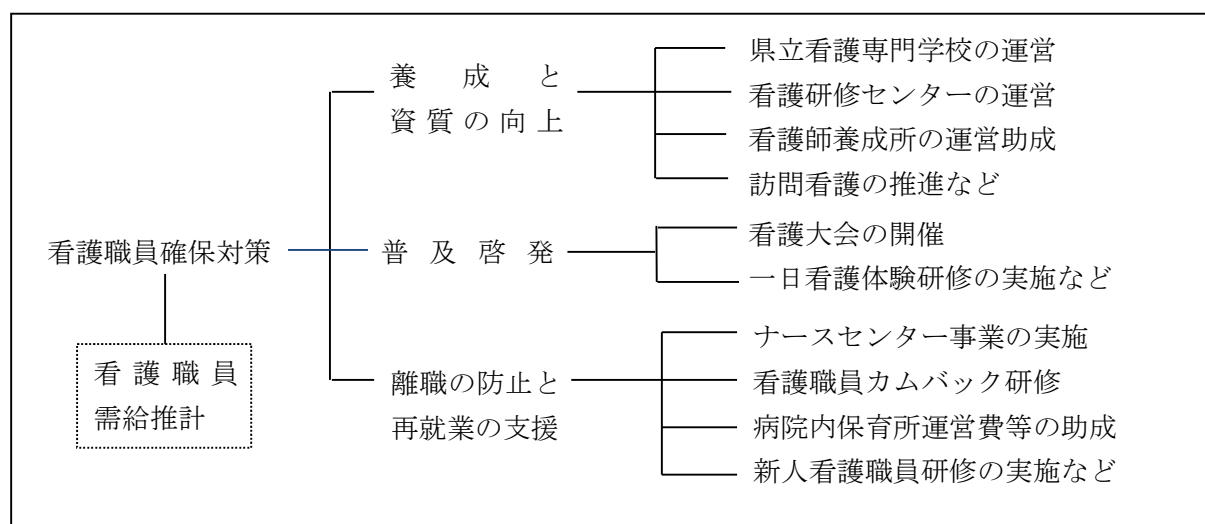
※教務主任養成講習会は、令和4(2022)年から令和5(2023)年度(22か月)に開講。

表10-3-7 特定行為研修修了者の就業状況 (人)

区分	27～30年度	元年度	2年度	3年度	※4年度	累計
病院	20	12	49	66	22	169
診療所	—	1	1	1	—	3
訪問看護ステーション	1	—	1	3	—	5
介護福祉施設	—	—	—	—	—	—
教育機関	2	1	—	1	—	4
未就労	—	—	1	—	—	1
その他	—	—	—	—	—	—
計	23	14	52	71	22	182

※令和4年度は令和4(2022)年10月末時点

【看護対策の体系図】



【体系図の説明】

- 看護対策を推進していく上での基本指標となるのが「看護職員需給推計」であり、今後もこの需給推計を踏まえて各種事業を推進していきます。
- 看護職員確保対策は大きく3つに分かれ、まず、「養成と資質の向上」として、資質の高い看護職員の養成や現任職員の研修事業などを実施しています。
また、「普及啓発」として、県民の看護に対する関心を高めるために、看護大会や一日看護体験研修などの事業を実施しています。
「離職の防止と再就業の支援」として、看護職の求人・求職活動への支援や新人看護職員研修及び病院内保育所への助成などを実施しています。

用語の解説

○ 看護職員需給推計

今後の看護政策の方向を検討するための基礎資料。厚生労働省の統一的な策定方針に沿って各都道府県が算定した需要数・供給数を集計したもの。平成22(2010)年に策定した第7回看護職員需給見通しまでは、全数調査による積み上げ方式で集計されていましたが、2025(令和7)年の需給推計では、将来の医療需要を踏まえた推計方法で集計しています。

○ 認定看護師

必要な教育課程を修了し、日本看護協会の認定看護師認定審査により、特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を有することを認められた者です。認定されている看護分野は、令和2(2020)年度から、クリティカルケア、皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん薬物療法看護、感染管理、糖尿病看護、生殖看護、新生児集中ケア、腎不全看護、手術看護、在宅ケア、乳がん看護、摂食嚥下障害看護、小児プライマリケア、認知症看護、脳卒中看護、がん放射線療法看護、呼吸器疾患看護、心不全看護の19分野です。

○ 特定行為研修

診療の補助であって、看護師が手順書（医師が看護師に診療補助を行わせるのに指示として作成する文書等であって、患者の病状の範囲、診療の補助の内容等をいう）により、「経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整」、「インスリンの投与量の調整」等38の特定行為を行う場合に、特に必要とされる「実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能」の向上のための研修です。この研修は、厚生労働大臣から指定を受けた指定研修機関において受講する必要があります。

5 理学療法士、作業療法士、その他

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>(1) 理学療法士、作業療法士</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の令和2年医療施設静態調査によると、本県の病院に勤務している理学療法士は、常勤換算で3,881.9人（人口10万人当たり51.5人、全国平均67.0人）、作業療法士は2,135人（人口10万人当たり28.3人、全国平均37.9人）となっています。 ○ 県内には、令和5（2023）年4月1日現在、理学療法士の養成施設が19施設（入学定員1,010人）、作業療法士が14施設（入学定員495人）あります。 <p>(2) 歯科衛生士、歯科技工士</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度衛生行政報告例（厚生労働省）によると、本県に就業している歯科衛生士は7,794人（人口10万人当たり104.0人、全国平均116.2人）で、このうち96.0%が病院、診療所に勤務しています。 ○ 歯科技工士は1,752人（人口10万人当たり23.4人、全国平均26.4人）で、主な就業先は、歯科技工所が80.1%、病院・歯科診療所が18.8%となっています。 ○ 県内には、令和5（2023）年4月1日現在、歯科衛生士の養成施設は11施設（入学定員682人）あります。歯科技工士の養成施設は3施設（入学定員105人）ありますが、入学定員に対する充足率が36.2%と定員割れをしている状況です。 <p>(3) 診療放射線技師等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外に保健医療関係の資格制度として、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師等があります。（表10-4-1） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理学療法士及び作業療法士は、人口の高齢化の進展に伴い、介護保険法等による訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業等で、今後ますます需要が多くなることから、質的、量的充実が求められます。 ○ 社会構造や医療ニーズの変化等に伴い、歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化してきており、資質の向上と人材の確保が求められています。 ○ 歯科衛生士の確保のため、早期離職の防止と未就労歯科衛生士の復職を支援する必要があります。 ○ 歯科技工士は、全国的に人手不足の傾向が続く中、人材の確保が課題となっています。

【今後の方策】

- 医師や看護師を含めた保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、資質の高い保健医療従事者の養成を推進します。

表10-4-1 病院の従事者状況（毎年10月1日時点）

単位：人（常勤換算）

職 種	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年
理学療法士	1,646.2	1,830.6	1,977.8	2,214.1	2,450.3	2,651.7	2,889
作業療法士	900.5	983.6	1,116.3	1,257.2	1,348.3	1,476.4	1,563.7
視能訓練士	158.9	180.0	197.1	206.5	214.6	230.6	240.1
言語聴覚士	352.5	382.3	427.9	500.6	531.4	595.9	643.9
義肢装具士	4.8	4.5	4.6	4.5	4.6	6.6	4.6
歯科衛生士	222.5	225.8	236.5	237.5	237.1	246.8	257.1
歯科技工士	41.0	39.0	38.0	38.0	36.4	36.2	33.1
診療放射線技師	1,817.8	1,850.7	1,891.2	1,918.1	1,978.7	2,046.1	2,102.6
診療エックス線技師	7.1	6.3	4.3	4.2	4.1	4.2	4.1
臨床検査技師	2,330.9	2,354.2	2,434.7	2,456.4	2,451.4	2,526.6	2,602.7
臨床工学技士	535.2	592.5	617.8	676.5	699	735.2	797.1
あん摩マッサージ 指圧師	118.8	120.6	103.7	89.1	77.2	66.2	63.5

職 種	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	令和2 (2020)年	本県養成施設 (令和5年4月1日現在)	
理学療法士	3,098.9	3,251.1	3,425.8	3603.1	3881.9	19施設	定員1,010人
作業療法士	1,690.8	1,762	1,898.2	1980.4	2135	14	495
視能訓練士	241	257.4	267.8	271.7	312.6	2	80
言語聴覚士	693.1	749	797.9	828.6	887.7	5	200
義肢装具士	6.5	5.4	4.4	3.8	3.2	1	30
歯科衛生士	272.1	289.7	299.6	287.6	310.4	11	682
歯科技工士	34.1	35.1	33.1	31.2	33.1	3	105
診療放射線技師	2,159.9	2,204.9	2,280.1	2323.6	2426.6	3	210
診療エックス線技師	3.1	3.2	3.2	1.1	2.4	-	-
臨床検査技師	2,613.7	2,642.8	2,705.7	2719.5	2809.8	3	180
臨床工学技士	849.7	909.7	958	1012.2	1162.9	3	120
あん摩マッサージ 指圧師	52.5	52.1	47	38	27.7	4	116

資料：病院報告（厚生労働省 平成19年～平成28年）、
医療施設静態調査（厚生労働省 平成29年～令和2年（3年ごとに実施））
養成施設については愛知県保健医療局調べ

第11章 その他医療を提供する体制の確保 に関し必要な事項

第1節 病診連携等推進対策

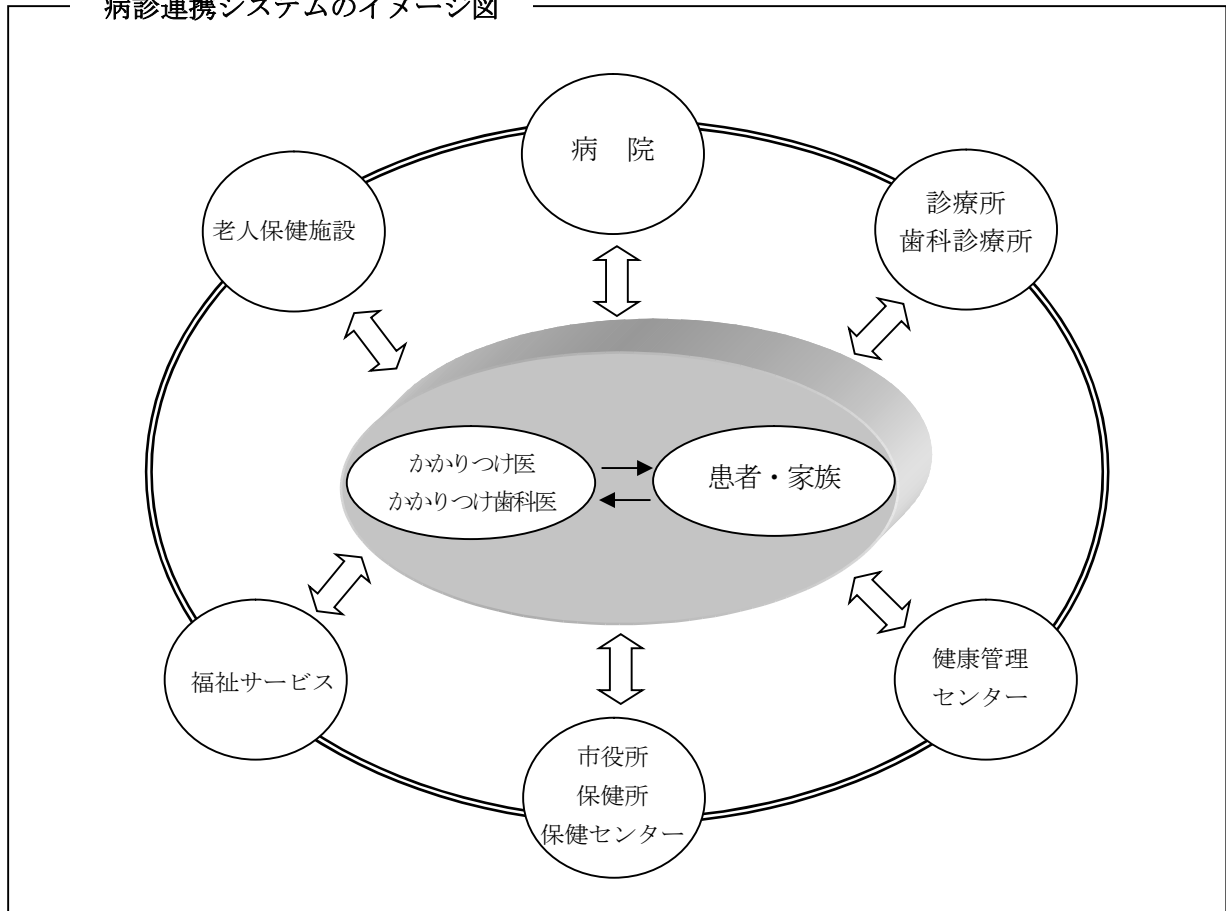
【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 医療機関相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽症患者が病院を受診することで、患者にとって待ち時間が長くなるとともに、病院勤務医への負担となっています。 ○ 多くの病院、診療所は、患者の症状に応じて他の医療機関に紹介・転送しています。 ○ 患者の紹介・転送に伴う診療情報の提供も、ほとんどの場合実施されています。 <p>2 病診連携システムの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機能情報公表システム（令和4（2022）年度調査）によると、地域医療連携体制に関する窓口を実施している病院は、242病院となっています。（表11-1-1） ○ 愛知県医師会、地区医師会では、地域医療支援病院を始めとする医療機関との関わりを通じ、病診連携の支援を行っています。 <p>3 地域医療支援病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療圏における病診連携システムの中心となる地域医療支援病院は、本県では30病院です。（第3部第1章第3節参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いつでも、誰もが症状に応じた適切な医療を受けるためには、患者紹介システムを確立する必要があります。 ○ 医療機関相互の連携を推進するためには、患者紹介システムが重要ですが、実効的なシステムとするためには、逆紹介（病院の退院患者を地域の診療所へ紹介すること）を確立する必要があります。 ○ 患者の必要とする医療情報についても整備していく必要があります。 ○ 病診連携の推進のためには、患者紹介のほか、病院の入院部門の開放化、高度医療機器の共同利用などの病院の開放化を進める必要があります。

【今後の方策】

- 医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備を推進します。
- 患者紹介・逆紹介のシステム化や病院施設・設備の開放・共同利用など、地域の医療機関が連携する仕組みづくりを推進します。

病診連携システムのイメージ図



用語の解説

○ 病診連携システム

診療所・歯科診療所は、患者のプライマリ・ケアを担い、病院は入院機能を受け持つという機能分担を前提に両者の連携を図るためのシステムをいい、地域医師会又は地域の中核的な病院が中心となって運営する患者紹介システムを指すことが多いですが、本来は、病床や高度医療機器の共同利用、症例検討会等の研修の開放などを含んだ地域の医療機関の連携システムのことです。

○ 病診連携システムのメリット

- ① 患者は、適切な時期に症状に応じた医療機関に紹介されれば、安心して身近な医療機関（かかりつけ医、かかりつけ歯科医）で医療を受けることができます。
- ② 患者は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医により、健康増進からリハビリまで、各段階を通じて一貫性、継続性のある全人的な保健医療サービスを受けることができます。
- ③ 患者の過度な大病院への集中を防ぎ、症状とその程度に応じた医療機関受診が可能になります。
- ④ 高度医療機器などの医療資源の有効利用を図ることができます。
- ⑤ 医療従事者が相互に啓発し合い、医療水準の向上が期待できます。
- ⑥ 医療機関相互の信頼が深まり、地域医療の混乱を招くような過度の競争を回避できます。

表 11-1-1 病診連携に取り組んでいる病院

医療圏	病院数 a	地域医療連携体制 に関する窓口を 実施している病院数 b	b/a
名古屋・尾張中部	125	93	74.4%
海 部	11	10	90.9%
尾 張 東 部	19	15	78.9%
尾 張 西 部	20	17	85.0%
尾 張 北 部	26	21	80.8%
知 多 半 島	18	14	77.8%
西 三 河 北 部	20	15	75.0%
西 三 河 南 部 東	16	12	75.0%
西 三 河 南 部 西	22	16	72.7%
東 三 河 北 部	3	2	66.7%
東 三 河 南 部	37	27	73.0%
計	317	242	76.3%

資料：愛知医療機能情報公表システム（令和4年度調査）

病院数は令和4(2022)年10月1日現在

第2節 高齡者保健医療福祉対策

【現状と課題】

現 状

- 1 介護保険事業の状況
- いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。
 - 平成18(2006)年度から、県内全市町村において地域包括支援センターが設置され、予防給付、地域支援事業が実施されています。
令和5(2023)年4月1日現在の地域包括支援センター数は、242か所となっています。
 - 「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成29(2017)年4月から、全市町村において実施されており、市町村が中心となって、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施できるよう、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に研修等を実施しています。
 - 居宅サービス及び地域密着型サービスの利用者は、施設サービスの利用者比べ、高い伸びを示しています。(表11-2-1)
なお、令和2(2020)年度の地域密着型サービスの利用者は、前年比で減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大による影響と考えられます。
また、医療系サービスの訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導の利用状況は、通所リハビリテーションを除き、年々増加しています。(表11-2-2)
 - 令和4(2022)年3月の要支援、要介護認定者数を平成12(2000)年4月と比較すると、約4倍に増加しており、特に軽度の要介護者の増加が著しくなっています。(表11-2-3)
 - 愛知県高齢者福祉保健医療計画に基づく介護保険施設の整備目標及び整備状況を定めています。(表11-2-4)

課 題

- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の取組推進への支援が必要です。
- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核的機関であり、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援)等を適切に実施する必要があります。
- 住民等の多様な主体による多様なサービスを充実することが必要です。
- 軽度の要介護者の増加が著しいことから、介護予防の推進により自立生活の維持を図ると同時に、要介護者の自立支援のため、地域密着型サービスとの連携を図る必要があります。
- 介護保険施設の整備については、施設相互の均衡を図りながら、老人福祉圏域ごとに計画的に行う必要があります。
- 介護保険施設の整備については、ユニットケアを特徴とする個室化を図り、在宅では対応が困難な要介護度の高い方の利用を重点的に進めていく必要があります。
また、地域密着型サービスともバランスをとりながら、計画的に整備していく必要があります。
- 愛知県高齢者福祉保健医療計画の令和2(2020)年度の実施状況では、地域密着型サービスの利用が通所サービスや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多

2 認知症施策の推進

- 今後の高齢社会の進展に伴い、我が国の認知症高齢者の増加が見込まれており、令和 12(2030)年には、最大で約 830 万人になると推計されています。

なお、令和 2(2020)年における本県の認知症高齢者は 33 万 4 千人、令和 12(2030)年には、最大で 44 万 9 千人へと増加すると推計されています。

- 認知症の人を地域で支えるために、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターを養成しています。
- 認知症予防の取組として、認知症・介護予防の普及啓発活動などを身近な地域において行う「認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）」を育成するための研修を実施しています。
- 早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護が提供されるよう、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員及び介護職員、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員等への研修を実施しています。
- 市町村の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、県内市町村への普及、また、研修会の実施により、認知症施策の全体的な水準の向上を図っています。

3 高齢者虐待防止

- 市町村等が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、虐待を受けたあるいは受けるおそれのある高齢者へ迅速かつ適切な対応、養護者に対する支援、養介護施設等への指導、助言、及び改善計画書等への対応を適切に行えるよう、市町村等の職員を対象に研修会を実施しています。

4 生活支援サービスの提供体制の整備

- 高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加しています。また、家族や地域のつながりの希薄化による高齢者の孤立化や、買い物等日常生活に不便や不安を感じる高齢者の生活支援が課題となっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、平常時からの安否確認や緊

機能型居宅介護等において低調となっており、市町村を通じて利用者に対してサービス内容の周知に努め、利用促進を図る必要があります。

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進める必要があります。
- 地域や職域での認知症サポーターの養成と活動を推進し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。
- 認知症の予防、早期発見・早期対応及び認知症高齢者に適したサービスの質の向上、人材の養成等医療と介護が一体となった支援体制を構築していく必要があります。
- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、市町村において医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ることが必要です。
- 高齢者虐待の予防と早期対応を地域全体で取り組み、高齢者が尊厳を持ち、日々暮らせる地域となることが求められています。
- 市町村における生活支援体制整備推進のために、普及啓発、市町村の実情に

急時の対応、日常生活における支援ニーズの把握など、地域における見守りや生活支援の体制整備が必要です。

- 令和4(2022)年3月末現在の生活支援体制整備状況としては、生活支援コーディネーターを全市町村で配置、協議体を52市町村で設置しています。

5 高齢化の進展に伴う疾病等

- 高齢化の進展に伴い、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)、フレイル(高齢者の虚弱)、オーラルフレイル(口腔機能の低下)、肺炎、大腿骨頸部骨折等の増加が予想されます。
- 令和4(2022)年度愛知県生活習慣関連調査によると、運動習慣者(1回30分以上かつ週2回以上の運動を1年以上実施している者)の割合は、男性が37.7%、女性が29.6%ですが、年代別にみると、若い年代ほど低い状況です。
- 令和4(2022)年度愛知県生活習慣関連調査によると、ロコモティブシンドロームを認知している者の割合は、全体では32.0%ですが、20歳代は24.0%、30歳代は18.7%、60歳代・70歳代はともに37.3%となっています。
- 令和4(2022)年度愛知県生活習慣関連調査によると、オーラルフレイルを認知している者の割合は、9.3%です。また、80歳(75~84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合は、58.7%です。
- 令和4(2022)年にDPC調査対象病院に入院した65歳以上の肺炎患者のうち、誤嚥性肺炎の患者割合は、54.3%となっています。(表11-2-5)
- 令和4(2022)年にDPC調査対象病院に入院した65歳以上的大腿骨頸部骨折患者について、一部の患者が他の医療圏へ流出している医療圏があります。(表11-2-6)

6 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

- 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細かなものとするため、令和2(2020)年度から、後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました。
- この一体的な実施の取組においては、市町村に

応じた取組支援を行う必要があります。

- 疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した対応をしていくことが必要です。
- 運動不足に伴う運動器の障害は、特に高齢期において自立度を低下させ、介護が必要となる危険性を高めます。運動器の健康維持の重要性の理解を図り、若い頃から運動の実施等に努め、高齢期になっても運動器の健康が保たれ、気軽に外出や社会参加が可能となるよう、取組を進めていくことが重要です。
- 後期高齢期には、生活習慣病等の重症化予防や低栄養、運動機能・認知機能の低下などのフレイルが顕著に進行するため、予防する取組が重要です。高齢者の特性に応じた健康状態や生活機能への適切な介入支援が必要です。
- 歯の喪失防止やオーラルフレイルの早期発見のための歯科検診の重要性と、適切な口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防について、様々な機会を捉えた啓発が必要です。
- 高齢者の肺炎や大腿骨頸部骨折など回復期につなげることの多い疾患については、医療圏内で対応することが望ましく、回復期の医療機能の充実が必要です。

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について事業が着実に進むよう、市町村への支援が必要です。

医療専門職を配置した上で、地域の関係団体との連携の下、KDBを活用した健康課題の把握等に基づくハイリスクアプローチや、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチを行っています。

- 令和4(2022)年度は、32市町村が一体的な実施の取組を行いました。

【今後の方策】

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現を図るため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の構築を図るよう、愛知県高齢者福祉保健医療計画の着実な推進を図ります。
- 「高齢化の進展」や「病床の機能の分化と連携の推進」により増加していく、在宅医療や介護サービスの需要については、市町村等と連携し、適切に対応していきます。
- 「地域包括ケアシステム」の構築及び更なる深化・推進にむけた市町村の取組推進への支援を行います。
- 不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう、病床の転換等を支援します。
- 認知症施策においては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進条例に基づく「あいちオレンジタウン推進計画」の着実な推進を図ります。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について、令和6(2024)年度までに県内全ての市町村で実施されるよう、アドバイザーの派遣や、制度の周知徹底、優良事例の横展開を通してその取組を支援します。

表 11-2-1 サービス受給者の推移 (人・%)

区分	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和 元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度
居宅サービス	188,486 (1.3)	183,156 (-2.8)	185,221 (1.1)	193,080 (4.2)	198,441 (2.8)	205,648 (3.6)
地域密着型サービス	33,729 (96.7)	36,023 (6.8)	37,370 (3.7)	38,636 (3.4)	38,183 (-1.2)	38,895 (1.9)
施設サービス	40,642 (1.6)	41,308 (1.6)	41,989 (1.6)	42,452 (1.1)	42,576 (0.3)	42,673 (0.2)
計	262,857 (8.0)	260,487 (-0.9)	264,580 (1.6)	274,168 (3.6)	279,200 (1.8)	287,216 (2.9)

資料：介護保険事業状況報告年報の人数（月平均）

（ ）内は前年数字に対する伸び率（%）

表 11-2-2 居宅サービスのサービス利用実績 (単位：件)

区分	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和 元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度
訪問看護	22,606	25,078	26,909	29,139	31,702	34,785
訪問リハビリテーション	3,640	4,007	4,383	4,769	5,118	5,804
居宅療養管理指導	60,638	68,206	76,878	84,955	92,202	100,858
通所リハビリテーション	28,985	31,319	32,540	33,778	31,654	32,256

資料：介護保険事業状況報告年報の件数（月平均） 介護予防を含む。

表 11-2-3 要支援・要介護認定者数の推移

区 分	平成 12(2000)年 4 月 末		区 分	令和 5 (2023)年 3 月 末		認定者数 の伸び率 (%)
	認定者数 (人)	構成比 (%)		認定者数 (人)	構成比 (%)	
要 支 援	9,469	11.1	要支援 1	48,270	14.3	509.8
要介護 1	19,895	23.4	要支援 2	58,685	35.8	17.4
			要介護 1	61,905		18.4
要介護 2	15,774	18.5	要介護 2	56,290	16.7	356.9
要介護 3	13,653	16.0	要介護 3	44,525	13.2	326.1
要介護 4	14,793	17.4	要介護 4	41,247	12.2	278.8
要介護 5	11,536	13.6	要介護 5	26,154	7.8	226.7
合 計	85,120	100.0	合 計	337,076	100.0	396.0

資料：介護保険事業状況報告、令和 5 (2023) 年は暫定値

表 11-2-4 介護保険施設・訪問看護ステーション

医療圏	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型 医療施設※	介護 医療院	訪問看護 ステーション
	整備目標	入所 定員総数	整備目標	入所 定員総数	入所定員 総数	入所定員 総数	施設数
名古屋・ 尾張中部	9,111 人	8,751 人	7,167 人	7,000 人	174 人	423 人	495 か所
海 部	1,421 人	1,411 人	1,018 人	1,018 人	0 人	160 人	38 か所
尾張東部	1,439 人	1,359 人	1,266 人	1,166 人	0 人	100 人	55 か所
尾張西部	2,150 人	2,050 人	1,185 人	1,185 人	0 人	0 人	80 か所
尾張北部	2,323 人	2,323 人	1,533 人	1,493 人	6 人	38 人	84 か所
知多半島	2,538 人	2,498 人	1,647 人	1,647 人	0 人	28 人	68 か所
西三河北部	1,401 人	1,311 人	790 人	790 人	0 人	63 人	42 か所
西三河南部東	1,010 人	1,010 人	906 人	806 人	0 人	107 人	41 か所
西三河南部西	2,472 人	2,352 人	1,543 人	1,543 人	0 人	173 人	70 か所
東三河北部	444 人	444 人	243 人	243 人	0 人	95 人	2 か所
東三河南部	2,097 人	2,097 人	1,377 人	1,376 人	22 人	523 人	60 か所
計	26,406 人	25,606 人	18,675 人	18,267 人	202 人	1,710 人	1,035 か所

注：整備目標は令和 5 (2023) 年度（第 8 期計画）、定員総数は令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在（ただし、訪問看護ステーションは令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在）

※介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和 6 (2024) 年 3 月 31 日までとされており、当該施設はその期限までに介護医療院や医療療養病床等に転換されています。

表 11-2-5 肺炎入院患者の状況 65 歳以上（令和 4（2022）年）

医療圏	肺炎	うち誤嚥性肺炎
名古屋・尾張中部	8,266	4,465 (54.0%)
海 部	900	482 (53.6%)
尾 張 東 部	2,185	1,158 (53.0%)
尾 張 西 部	2,192	1,291 (58.9%)
尾 張 北 部	2,513	1,336 (53.2%)
知 多 半 島	1,501	727 (48.4%)
西 三 河 北 部	1,257	800 (63.6%)
西 三 河 南 部 東	962	503 (52.3%)
西 三 河 南 部 西	1,957	1,018 (52.0%)
東 三 河 北 部	181	98 (54.1%)
東 三 河 南 部	2,092	1,164 (55.6%)
計	24,006	13,042 (54.3%)

資料提供元：医療資源適正化連携推進事業（名古屋大学）

表 11-2-6 大腿骨頸部骨折患者の状況 65 歳以上（令和 4（2022）年）

① 大腿骨頸部骨折 65 歳以上（手術なし）

（単位：人/年）

医療圏	医療機関所在地												計	流出患者率
	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部西	西三河南部東	東三河北部	東三河南部			
患者所在地	名古屋・尾張中部	1,571	51	34	8	55	8	0	0	2	0	2	1,731	9.2%
	海部	29	160	0	10	1	1	0	0	0	0	0	201	20.4%
	尾張東部	120	0	127	1	20	0	12	3	1	0	0	284	55.3%
	尾張西部	24	1	0	471	17	0	0	0	0	0	0	513	8.2%
	尾張北部	29	2	1	24	525	0	0	0	2	0	0	583	9.9%
	知多半島	45	0	2	0	1	295	0	16	0	0	0	359	17.8%
	西三河北部	2	0	9	0	0	0	275	3	30	0	1	320	14.1%
	西三河南部西	2	0	2	0	0	1	1	203	6	0	1	216	6.0%
	西三河南部東	1	0	0	0	0	0	1	4	257	0	11	274	6.2%
	東三河北部	0	0	0	0	0	0	1	0	0	31	15	47	34.0%
	東三河南部	1	0	0	0	1	0	0	1	2	1	516	522	1.1%
	計	1,824	214	175	514	620	305	290	230	300	32	546	5,050	
流入患者率	13.9%	25.2%	27.4%	8.4%	15.3%	3.3%	5.2%	11.7%	14.3%	3.1%	5.5%			

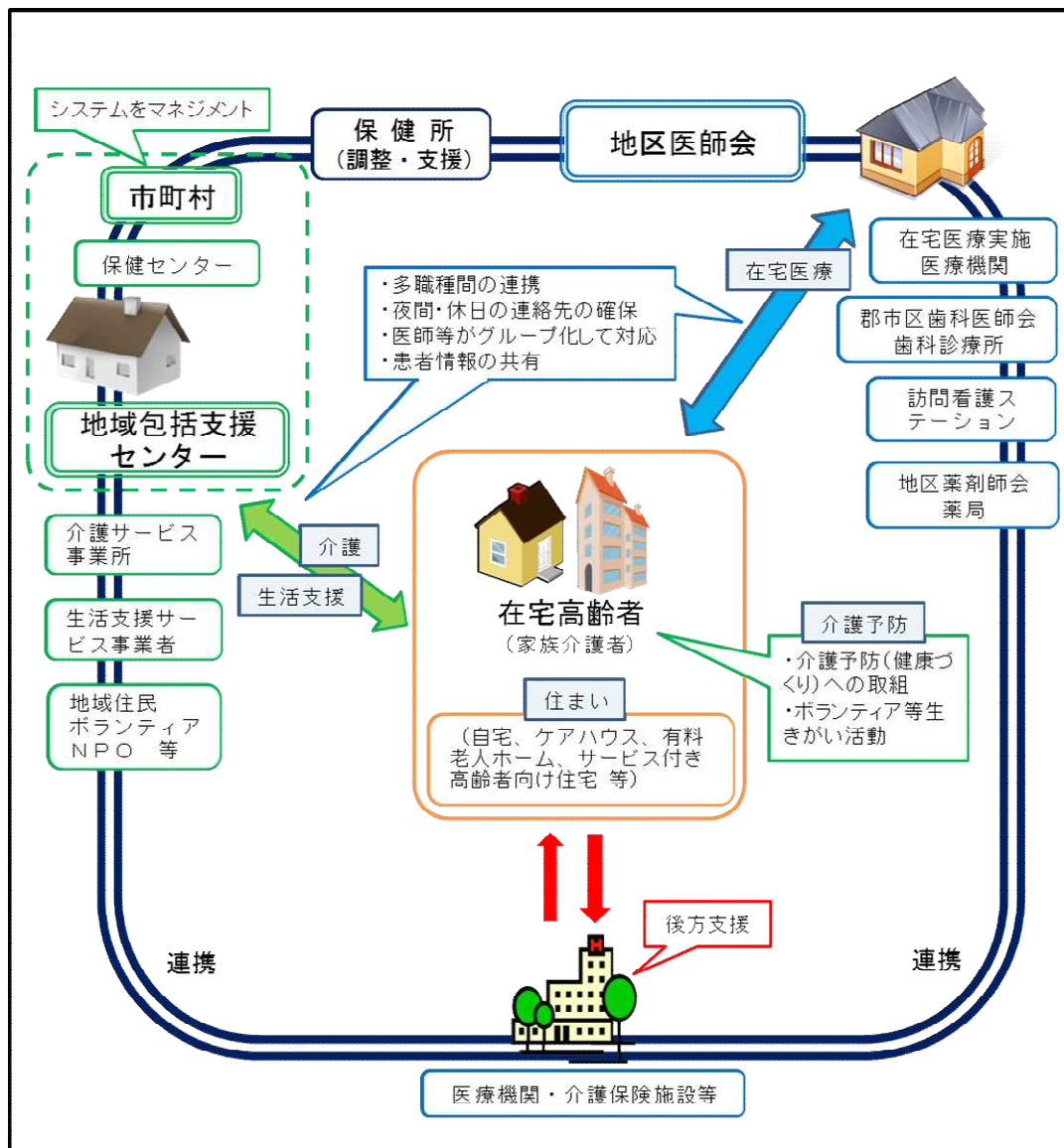
② 大腿骨頸部骨折 65 歳以上（手術あり）

（単位：人/年）

医療圏	医療機関所在地												計	流出患者率
	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部西	西三河南部東	東三河北部	東三河南部			
患者所在地	名古屋・尾張中部	3,081	37	209	34	70	1	6	5	1	0	1	3,445	10.6%
	海部	68	371	0	24	0	0	0	0	0	0	1	464	20.0%
	尾張東部	75	0	422	1	12	0	23	4	0	0	0	537	21.4%
	尾張西部	6	9	0	740	15	0	0	0	0	0	0	770	3.9%
	尾張北部	22	0	15	16	958	0	0	0	1	0	0	1,012	5.3%
	知多半島	83	0	12	0	4	713	2	69	0	0	0	883	19.3%
	西三河北部	3	1	10	0	1	0	485	11	17	0	0	528	8.1%
	西三河南部西	4	0	15	0	0	5	2	731	23	0	3	783	6.6%
	西三河南部東	2	0	2	0	0	0	6	20	440	0	12	482	8.7%
	東三河北部	2	0	0	0	0	0	2	0	1	42	66	113	62.8%
	東三河南部	2	0	2	0	0	0	0	1	5	0	931	941	1.1%
	計	3,348	418	687	815	1,060	719	526	841	488	42	1,014	9,958	
流入患者率	8.0%	11.2%	38.6%	9.2%	9.6%	0.8%	7.8%	13.1%	9.8%	0.0%	8.2%			

資料提供元：医療資源適正化連携推進事業（名古屋大学）

【地域包括ケアシステムのイメージ】



用語の解説

- 地域包括支援センター
包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント、地域における総合相談及び包括的・継続的ケアマネジメントの支援、権利擁護（成年後見制度の活用促進・高齢者虐待防止など）などを担う中核機関として、平成 17(2005)年の介護保険法の法改正（以下「法改正」という。）により創設されました。
- 予防給付
要介護状態の軽減、悪化防止などのため、自立支援をより徹底する観点から平成 17(2005)年の法改正により、要支援認定者に対する新たな予防給付が創設されました。
- 地域支援事業
要支援・要介護になるおそれのある高齢者や家族などを対象に、要介護にならないための効果的な介護予防事業等が、平成 17(2005)年の法改正により位置付けられました。
また、平成 26(2014)年の法改正では、新たに在宅医療・介護連携推進事業等が包括的支援事業に加わるなど、事業の充実が図られました。

- 要支援

常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態、又は身体上若しくは精神上の障害があるため一定期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。要支援1～2の区分があります。
- 要介護

身体上又は精神上の障害があるため、一定期間、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について一定期間にわたり継続して常時介護を要することが見込まれる状態であって、要支援状態以外の状態をいい、要介護1～5の区分があります。
- 地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう平成18(2006)年度より創設されました。

 - ① 市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有します。
 - ② 当該市町村の被保険者のみサービスの利用が可能です。
 - ③ 日常生活圏ごとに必要整備量を市町村計画に定めます。
 - ④ 地域密着型サービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下の有料老人ホームなど)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(29人以下の特別養護老人ホーム)、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
- 愛知県高齢者福祉保健医療計画

本県では、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に作成するとともに、その一部を共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進条例に基づく認知症施策の推進を図るための計画としても位置付けており、福祉保健医療サービスの目標量及び提供体制のあり方等を明らかにしています。

この計画は、3年ごとに見直すことになっており、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度が計画期間の第9期計画を策定しました。
- 介護保険施設

介護保険施設には、以下の施設があります。

 - ① 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
 - ② 介護老人保健施設

要介護者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行う施設。
 - ③ 介護療養型医療施設

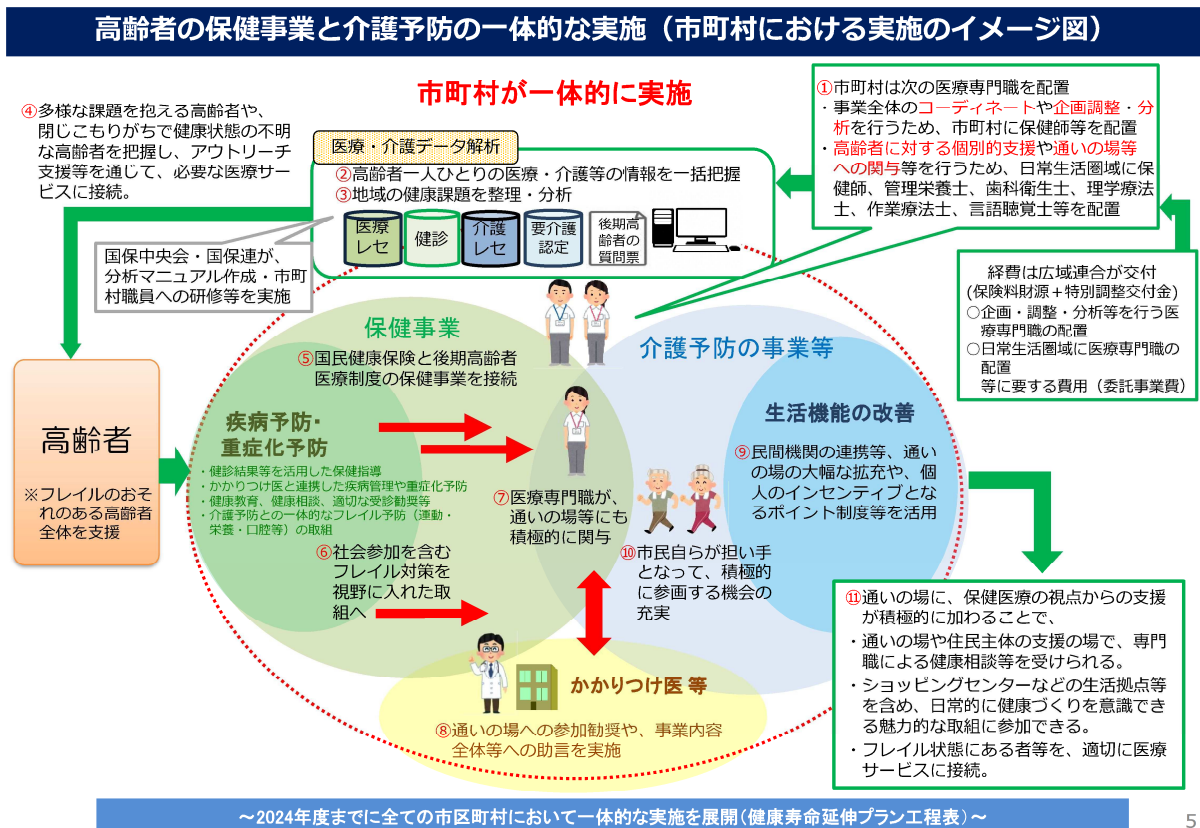
療養病床を有する医療機関において、その療養病床に入院する要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療提供を行う施設。

※介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和6(2024)年3月31日までとされており、当該施設はその期限までに介護医療院や医療療養病床等に転換されています。
 - ④ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。

- ロコモティブシンドローム（運動器症候群）
運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。
- フレイル
「フレイル」については、学術的な定義がまだ確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義している。（平成27年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書より引用）
- オーラルフレイル
口に関するささいな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにしたりすることで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の機能低下までつながる負の連鎖が生じてしまうことに対して警鐘を鳴らした概念。（令和(2019)年厚生労働省発行「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」より引用）

【高齢者の保健事業を介護予防の一体的な実施】



第3節 薬局の機能強化と地域医薬品供給体制の充実

1 薬局の機能推進対策

【現状と課題】

現 状

- 地域の薬局では、医薬品供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院時における医療機関との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが求められています。
- 中学校区に薬局がない地域においても、医薬品供給体制を確保する必要があります。
- かかりつけ薬剤師・薬局の役割や、そのメリットへの県民の認識が高くありません。
- 地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても、入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要です。
- 地域包括ケアの一翼を担うために、多職種・多機関との連携体制が求められています。
- 患者等のニーズに応じて充実・強化すべき機能として、健康サポート機能、地域連携機能及び高度薬学管理機能が求められており、これらの機能を持つ薬局について、健康サポート薬局の届出や地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が創設されています。
- 患者の服薬情報を一元的に管理するお薬手帳の更なる普及が求められます。なお、紙媒体のお薬手帳よりも携帯性が高いことから薬局に持参しやすく、かつ長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理可能な電子版お薬手帳を普及することが望まれます。

課 題

- 立地に依存した便利さだけで患者に選択される薬局ではなく、地域における必要な医薬品の供給拠点であると同時に、患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を発揮する必要があります。
- 薬剤師が一人、又は少数の薬局も多く、薬局単独での十分な対応が困難な場合があります。
- かかりつけ薬剤師・薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義について、県民への普及啓発が必要です。
- 薬剤師は、在宅医療の現場など薬局外での活動や地域包括ケアにおける一員としての役割を務める必要があります。
- 薬剤師・薬局が調剤業務のみに偏るのではなく、地域包括ケアの一翼として地域の会議等に積極的に参加し、他機関との連携体制を構築する必要があります。
- 患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて、地域で活躍するかかりつけ薬剤師の育成が必要です。
- 健康サポート機能、地域連携機能や高度薬学管理機能を持つ薬局を増やす必要があります。
- 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。

【今後の方策】

- 患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局の取組を後押ししていきます。
- かかりつけ薬局の意義である薬局の基本的な機能や服薬情報を一元管理することの重要性等について、県民へ普及、定着を図ります。
- 薬剤師が在宅業務の知識を習得し、経験を得るための講習会や研修会を開催していきます。
- 夜間・休日等の対応のため、近隣の薬局間における連携や、地区又は広域の薬剤師会による輪番制を推進し、その情報を地域住民に発信します。
- 地域包括ケアシステムの中で、薬局・薬剤師が地域のチーム医療の一員として患者の薬物療法に薬学的知見を生かし、副作用の早期発見や重複投薬の防止等の行き届いた薬学的管理を担えることを、県民に周知していきます。
- 地域の薬剤師会や医療・介護関係団体等と連携し、薬局と医療・介護関係団体等との連携をサポートしていきます。
- 薬剤師を対象とした患者・住民とのコミュニケーション能力の向上に資する研修や、医療機関等との連携強化につながる多職種と共同で実施する研修等を、薬剤師会や医療・介護関係団体等と連携して開催していきます。
- 健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を広く県民に周知するとともに、薬局の積極的な取組を後押ししていきます。
- 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために、電子版お薬手帳を含め、お薬手帳の活用を今後も継続的に呼びかけていきます。
- 県薬剤師会と連携し、必要に応じて電子版お薬手帳を利用できる薬局の拡大を図っていきます。

用語の解説

- **かかりつけ薬局**
 かかりつけ薬局は、薬物治療等に関して安心して相談できる身近な存在として、患者自身が地域の薬局の中から選ぶ信頼する薬局のことで、日常の交流を通じて個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。
 患者が複数の医療機関・診療科を受診した場合でも、かかりつけ薬局で調剤、投薬を受けることで、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われます。
- **健康サポート薬局**
 かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を備えた薬局のこと。健康サポート薬局では、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うことや、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、適切な関係機関を紹介するなどの取組を積極的に実施します。
- **地域連携薬局**
 外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局です。
- **専門医療機関連携薬局**
 がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局です。
- **電子版お薬手帳**
 お薬手帳は、患者が使っている医薬品の名称や用法用量等に関する情報を経時的に記録するものです。
 電子版お薬手帳は、スマートフォン等の電子媒体に医薬品の情報を記録するもので、携帯性が高いことから薬局に持参しやすく、かつ長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理することもできます。

2 医薬分業の推進対策

【現状と課題】

- | 現 状 | 課 題 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県医薬分業推進基本方針」で定める医薬分業の質の評価に係る4つの指標において、令和3(2021)年末時点で、いずれの指標も全国平均を下回っています。 ○ 医薬分業のメリットが十分理解されていない面があります。 ○ 薬局において患者が選択する医薬品の幅が広がっていますが、ジェネリック(後発)医薬品やバイオシミラー(バイオ後続品)について、その特徴やメリットの理解は、まだ十分とは言えません。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体が相互に連携して患者本位の医薬分業を推進し、各指標を向上させる必要があります。 ○ 医薬分業のメリットについて、広く県民の理解を求める必要があります。 ○ ジェネリック(後発)医薬品やバイオシミラー(バイオ後続品)の特徴やメリットを広く周知し、県民の理解を求める必要があります。 |

【今後の方策】

- 令和4(2022)年4月1日付けで一部改正した「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、本県の医薬分業の質の評価が全国平均を上回ることを目標として推進します。
- 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等関係団体と相互に連携し、服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の医薬分業を推進します。
- 医薬分業を始め公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。
- ジェネリック(後発)医薬品等の適正使用及び理解向上を図っていきます。

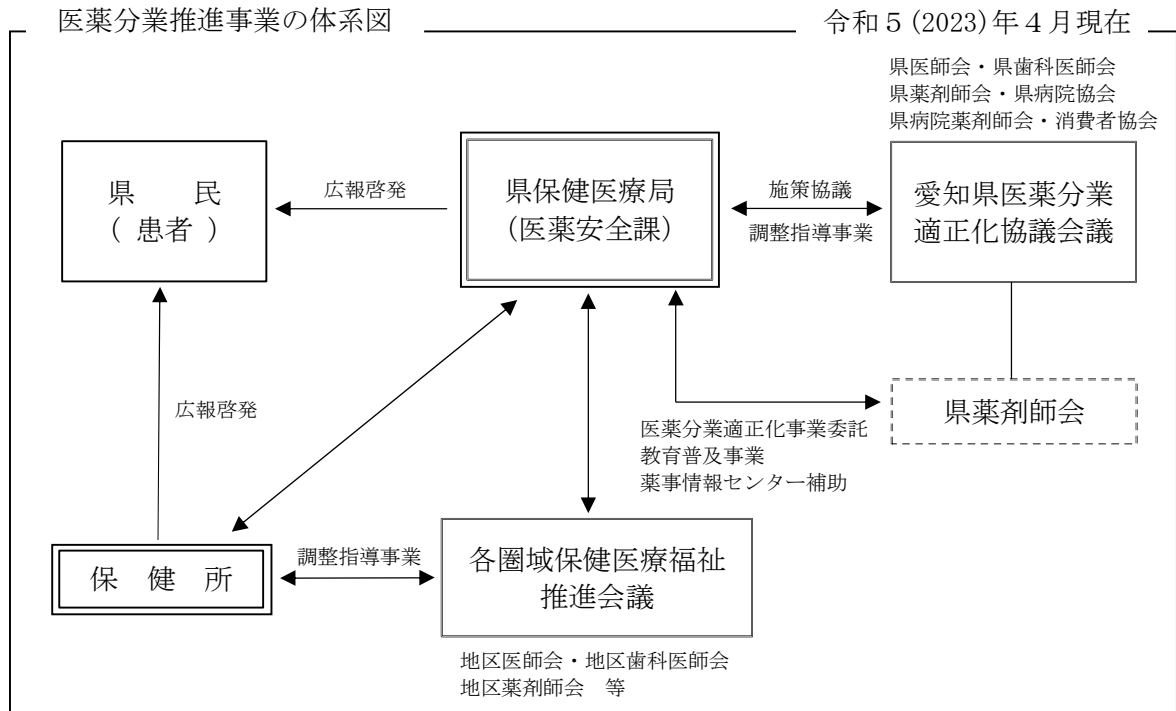
【目標値】

医薬分業の質の評価に係る4つの指標(電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局の割合等)において全国平均を上回ること

0項目 ⇒ 4項目
(令和4(2022)年度)

表11-3-2-1 医薬分業指標の現状(令和3(2021)年末時点)

項 目	指 標	
	愛知県	全国
① 電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局の割合	52.6%	72.6%
② 医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局の割合(過去1年間に平均月1回以上)	17.4%	29.8%
③ 在宅業務を実施した薬局の割合(過去1年間に平均月1回以上)	27.6%	37.8%
④ 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合(過去1年間に1回以上)	8.3%	17.8%



【体系図の説明】

- 医薬安全課は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県病院薬剤師会及び消費者協会で構成する愛知県医薬分業適正化協議会議を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための施策を検討しています。
- 医薬安全課がより質の高い患者本位の医薬分業を推進するため、県薬剤師会に医薬分業適正化事業等を委託しています。
- 保健所は、それぞれの地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と調整をしながら、必要に応じ各圏域保健医療福祉推進会議で地域実情に見合った医薬分業を指導しています。
- 県民に対する医薬分業に関する知識啓発は、医薬安全課及び保健所が中心となって実施しています。

【実施されている施策】

- 各医療圏の実情に応じた医薬分業の推進
 - ・圏域保健医療福祉推進会議において、地域の実情に応じた推進方策を検討
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進
 - ・後発医薬品適正使用協議会の開催
 - ・県政お届け講座等講習会による県民への啓発活動の実施
- かかりつけ薬剤師・薬局の育成
 - ・薬局業務運営ガイドライン及び患者のための薬局ビジョンの周知・普及
- 医薬分業の適正化
 - ・薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施（県薬剤師会への委託）
 - ・かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳の普及促進（県薬剤師会への委託）
- 薬剤師の研修体制の充実
 - ・調剤過誤対策を始め、調剤、服薬指導等に関する研修の充実
 - ・在宅医療に即座に対応できる薬剤師の育成及び薬局の体制構築（県薬剤師会への委託）
 - ・薬事情報センターの運営補助（県薬剤師会への補助）
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
 - ・「薬と健康の週間」における広報啓発
 - ・薬事教育普及事業の補助（県薬剤師会への補助）
 - ・その他、医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発

用語の解説

- 医薬分業
医師・歯科医師と薬剤師によって医薬品の使用をダブルチェックし、効き目や安全性を一層高め、より良い医療を提供することを目的としています。
医薬分業の良い点は、患者が薬局で十分な薬の説明や服薬指導を受けられ、納得して服用することができるとともに、薬局での薬歴管理により、重複投与や相互作用による副作用を未然に防止し、安全な使用が確保できることです。
- 服薬指導
患者がより安全に医薬品を使用できるように、交付の際に、その効能効果、使用方法、注意事項等を説明することを服薬指導といい、これによりコンプライアンス（服薬遵守）の向上が図られます。
- 薬局業務運営ガイドライン
薬局を医療機関の一つと位置づけ、地域保健医療に貢献する「かかりつけ薬局」を育成するため、薬局自らの努力目標であり、かつ、行政指導の指針として国が定め、県で運用を行っているものです。
- 患者のための薬局ビジョン
患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年、更に10年後の令和17（2035）年に向けて、中長期的視野に立って現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示するものです。
- ジェネリック（後発）医薬品
ジェネリック医薬品とは、有効成分及び効き目は新薬（先発医薬品）と同じですが、新薬の特許期間満了後に承認された医薬品です。研究開発に要する費用が低く抑えることができることから、新薬に比べてより安価な医薬品で後発医薬品ともいいます。
- バイオ医薬品
遺伝子組換え技術や細胞培養技術等を応用して、微生物や細胞が持つたんぱく質（ホルモン、酵素、抗体等）等を作る力を利用して製造される医薬品のことです。
- バイオシミラー（バイオ後続品）
国内で承認された、バイオ医薬品と同等の品質等を有する医薬品のことです。

第4節 保健医療情報システム

【現状と課題】

現 状

- 広域災害・救急医療情報システム
救急医療情報センターを設置(運営を愛知県医師会に委託)し、24時間体制で県民等からの電話照会に対して、救急対応医療機関の紹介を行っています。
平成16(2004)年6月からは、インターネット方式による新たなシステムを導入するとともに、現在、5か国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語)による音声FAX自動案内を開始しています。(http://www.qq.pref.aichi.jp)
また、平成21(2009)年4月末からは、救急隊が医療機関へ搬送した情報や、問い合わせたものの受入れ不能であった情報を、当該救急隊が携帯電話を使って入力することにより、受入医療機関に関する情報を共有する救急搬送情報共有システム(E T I S)を、全国で初めて運用開始しています。
さらに、令和元(2019)年12月からは、県民が現在受診可能な医療機関を検索できるWebサイト「あいち救急医療ガイド」に外国語表示機能を追加し、4か国語(英語、中国語(繁体語・簡体語)、韓国語、ポルトガル語)による案内を開始しています。
- 8020 支援情報システム
愛知県歯科医師会では、ホームページに医療機能情報公表システムと連動させた「安心・安全なあなたの町の歯医者さん」を掲載し、県民に歯科医療情報を提供しています。
また、会員向けに病診連携に活用するための情報が提供できるよう、イントラネットを稼働させています。
- 薬事情報システム
愛知県薬剤師会では、薬事情報センターを設け、医薬品等に関するデータの収集管理を行い、医療関係者を始め、広く県民に情報提供を行っています。
- 感染症発生動向調査システム
結核や感染症の発生状況を調査し、厚生労働省にオンラインにより報告するとともに、集計分析結果を県民に対し情報提供しています。
- 医療機能情報公表システム
県内の病院、診療所、助産所及び薬局の医療機能情報について、医療機関等から県が報告を受け、情報を取りまとめた上で、インターネット等で分かりやすい形で公表しています。

課 題

- 医療機関に対して県への報告を求めていくことによって、医療機能情報の更新等を適切に行い、情報の精度を高めていく必要があります。

【今後の方策】

- 県及び各団体において整備している各種保健医療情報システムの精度を高め、県民が利用しやすいシステムとなるよう充実・強化を図ります。

第5節 医療安全対策

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 立入検査による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法の改正により、平成 19(2007)年4月から、全ての医療機関に医療安全のための体制の確保が義務付けられました。具体的な措置として、院内感染対策、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理があげられています。 ○ 医療安全に対する県民の関心の高まりを受け、本県では、平成 13(2001)年9月から、医師、事務職等が主体であった医療監視員に薬剤師、保健師、栄養士等の職種を加え、医療安全管理チェックリストを用いてより具体的な指導に努めてきました。 チェックリストについては、医療事故の防止のための体制や運用状況について、事前に医療機関がチェックしたものを立入検査時に確認し、必要に応じて指導しています。 なお、医療安全の項目は、毎年度見直しを行い、医療機関の医療安全対策の充実を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての医療機関に対する立入検査の実施に合わせ、今後は医療監視員に対する研修等の充実により、検査体制の強化を図る必要があります。 ○ 今後も施設基準、人員配置基準等の検査とともに、チェックリストの改善を図りながら、医療安全につながる指導の充実を図る必要があります。
<p>2 愛知県医療安全支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に、都道府県及び保健所設置市は医療安全支援センターを設置するよう努めることが明記され、平成 19(2007)年4月から施行されています。 ○ 本県では、平成 15(2003)年7月1日に愛知県医療安全支援センターを開設し、医療に関する苦情や相談に対応しています。同センターには、事務職1名及び看護師2名を配置し、第三者的な立場で患者等相談者からの相談に迅速に対応するなど、医療の安全と県民の医療に対する信頼を高めるための施策を実施しており、ホームページやパンフレットを用いて、周知に努めています。令和4(2022)年度は1,334件、1日平均5.5件の相談を受理しています。 ○ 保健所設置市には、平成 16(2004)年6月1日から、名古屋市医療安全相談窓口が設置され、また、平成 22(2010)年度には、豊橋市、岡崎市、豊田市に、令和3(2021)年度には、一宮市に新たに設置となり、全ての保健所設置市に医療安全支援センターが設置されています。 ○ 国は、2次医療圏ごとに医療安全支援センターを設置するように求めており、本県では、保健所の相談体制の中で対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集された相談事例を安全対策に活用するためには、情報を分析し、医療機関に提供することが有用であり、県と医療機関の間の伝達手段としてメーリングリストなどでネットワーク化を図ることが必要です。 ○ 当センターでは対応できない法的な事項や医療内容等に関わる専門的な相談については、他の機関との一層の連

- 専門的な相談について、愛知県医師会（平成18(2006)年度より事業委託）、愛知県歯科医師会（平成20(2008)年度より事業委託）、愛知県弁護士会・医療事故相談センターなどの機関と連携しています。
 - 県内の病院の92.5%が院内に苦情相談の受付窓口を定めており、これらの窓口とも連携を図っています。
- 3 医療安全推進協議会
- 愛知県医療安全支援センターの開設と同時に、「愛知県医療安全推進協議会」を設置しました。県内における適切で安全な医療の提供を目的に、委員は医療関係者を始め弁護士、消費者団体の代表及び有識者から構成され、同センターの運営、医療安全対策に関する検討を行っています。ほかに、名古屋市にも設置されています。
 - 医療機関において重大な医療事故が発生した場合に、県への任意の報告を求めています。
- 4 医療安全情報の提供
- 医療法に基づく医療事故収集等による医療安全情報を始め、関係通知を関係団体を通じて医療機関に情報提供しています。
- 5 院内感染対策
- 感染症の専門家のいない中小規模の病院等が、院内感染の防止策の立案や初動対策を講じるに当たって、地域の医療機関や大学の専門家などから助言、技術支援を受けることのできるネットワークを構築することにより、地域全体での院内感染対策の向上を図ることを目的に、平成20(2008)年9月1日から、院内感染ネットワーク事業を開始しています。地域で専門家から構成する委員会を定期開催し、ネットワーク委員会の運営や支援について検討を行っています。また、相談を受けての助言や、支援を行った事例など、院内感染の情報についてまとめた事例集を作成し、県内医療機関に情報提供を行っています。
- 6 医療事故調査制度
- 医療が提供されている中で「予期せぬ死亡」が発生したとき、原因を究明するために調査を行い、再発防止を図る制度です。本制度を支援するため愛知
- 携・協力が必要です。
 - ほぼ全ての病院において相談窓口が設置されていますが、今後は専任職員の配置など充実策を更に推進していくことが必要です。
 - 収集された事故報告を安全対策に活用するための情報の分析方法及び提供方法を確立することが必要です。
 - 国の動きを踏まえながら、関係団体と情報を共有し、県民への啓発などを検討することが必要です。

県医師会と連携（令和4（2022）年度より事業委託）し、医療の安全と質の向上を図っています。

7 高度な医療機器の配置状況

○ 高度な医療機器の配置状況については、病床機能報告制度（令和4（2022）年度）で見ると、各医療圏により差があります。（表 11-5-1）

○ 高度な医療機器が不足する医療圏に当たっては、他の医療圏との連携を推進していく必要があります。

【今後の方策】

- 医療安全管理チェックリストによる立入検査を行い、医療機関が安全・安心な医療を提供できるよう指導していきます。
- 県と医療機関の連携、有益な医療安全対策の情報を提供するため、医療機関のメーリングリストを構築し、ネットワーク化を図っていきます。
- 相談事例及び事故事例を集積して分析し、参加登録した医療機関のメーリングリストを活用して提供していきます。また、問題点については、保健所が行う医療機関への立入検査の際に伝達、指導を行います。
- 専門的な内容に対応するため、関係機関との一層の連携を進めます。
- 医療事故等の不適切な事例について、医療機関における改善状況等の確認と指導を行い、再発防止に努めます。

表 11-5-1 高度な医療機器の配置状況
 < 病院における医療機器の設置台数 >

	9. 医療機器の台数																
	① CT				② MRI				③ その他の医療機器								
	マルチスライスCT			その他のCT	3テスラ以上	1.5テスラ以上3テスラ未満	1.5テスラ未満	血管連続撮影装置	SPECT	PET	PETCT	PETMRI	ガンマナイフ	サイバーナイフ	強度変調放射線治療器	遠隔操作式密閉小線源治療装置	内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)
	64列以上	16列以上64列未満	16列未満														
名古屋・尾張中部	80	60	9	7	29	59	3	64	28	0	10	0	2	1	20	4	14
海部	5	6	1	0	1	7	0	5	2	0	0	0	0	0	1	0	1
尾張西部	18	8	0	0	3	13	1	17	4	0	1	0	0	0	4	0	3
尾張北部	18	12	1	0	5	18	2	16	6	0	2	0	1	0	4	0	2
尾張東部	22	7	2	2	7	10	1	15	9	0	3	0	0	0	5	1	6
知多半島	10	10	1	0	4	9	0	8	6	0	1	0	0	0	1	0	1
西三河北部	11	6	0	2	3	9	2	7	2	0	2	0	0	1	1	0	1
西三河南部西	17	14	2	0	4	19	1	10	3	0	2	0	0	1	4	0	3
西三河南部東	9	8	0	0	2	6	1	6	2	0	2	0	0	0	3	1	2
東三河北部	1	2	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東三河南部	17	19	2	3	6	11	2	18	7	0	3	0	0	1	4	1	4
合計	208	152	18	14	64	162	13	167	70	0	26	0	3	4	47	7	37

資料：令和4年度 病床機能報告（愛知県保健医療局）

< 診療所における医療機器の設置台数 >

	18. 医療機器の台数																
	① CT				② MRI				③ その他の医療機器								
	マルチスライスCT			その他のCT	3テスラ以上	1.5テスラ以上3テスラ未満	1.5テスラ未満	血管連続撮影装置	SPECT	PET	PETCT	PETMRI	ガンマナイフ	サイバーナイフ	強度変調放射線治療器	遠隔操作式密閉小線源治療装置	内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)
	64列以上	16列以上64列未満	16列未満														
名古屋・尾張中部	0	12	4	0	1	4	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海部	0	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾張西部	0	5	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾張北部	3	6	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾張東部	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知多半島	0	5	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西三河北部	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西三河南部西	1	4	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西三河南部東	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東三河北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東三河南部	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	41	5	5	1	17	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：令和4年度 病床機能報告（愛知県保健医療局）

第6節 血液確保対策

【現状と課題】

現 状

- 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」において、国・地方公共団体・採血事業者の役割が明記されています。
- 毎年度、国が定める「献血推進計画」に基づき、愛知県献血推進協議会の意見を踏まえて、献血目標量及び献血推進のための事業を設定しています。
- 本県の輸血用血液製剤は、県内の献血で確保されていますが、将来、少子高齢化が進み、献血者数が減少すると予測されています。献血目標量の達成及びより安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っています。(400mL及び成分献血による血液は、少人数の献血者の血液で輸血を行うことができるため患者にとって、副作用などを減らすことができます。) (図11-6-①～11-6-③)

課 題

- 少子化と若者の献血離れにより、献血者が減少していますが、毎年度、国が定める必要な血液の目標量を確保していく必要があります。

【今後の方策】

- 国から毎年度示される、県の献血により確保すべき血液の目標量の確保を図っていきます。
- より安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っていきます。
- 若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を一層推進していきます。

用語の解説

- 献血の種類
採血方法は大きく分けて2種類あり、全ての血液の成分を採血する方法（全血献血）と必要な血液の成分を採血する方法（成分献血）があります。
 - ・全血献血は、1回の献血での採血量で、400mL献血と200mL献血があります。
 - ・成分献血は採血する成分の種類で、血漿成分献血と血小板成分献血があります。
- 輸血用血液製剤の種類
医療機関で使われる輸血用血液製剤には、大きく分けて「赤血球」、「血漿」、「血小板」及び「全血」があります。現在では、血液を各成分に分離し、患者が必要とする成分だけを輸血する「成分輸血」が主流となっています。

(資料提供：愛知県赤十字血液センター・作成：愛知県)

図 11-6-①

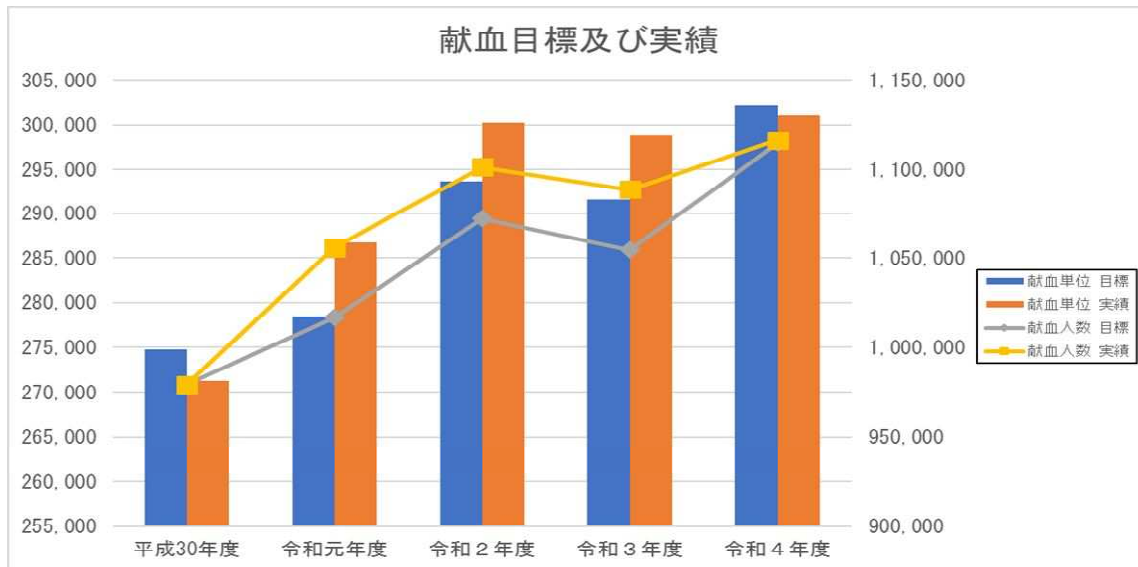


図 11-6-②

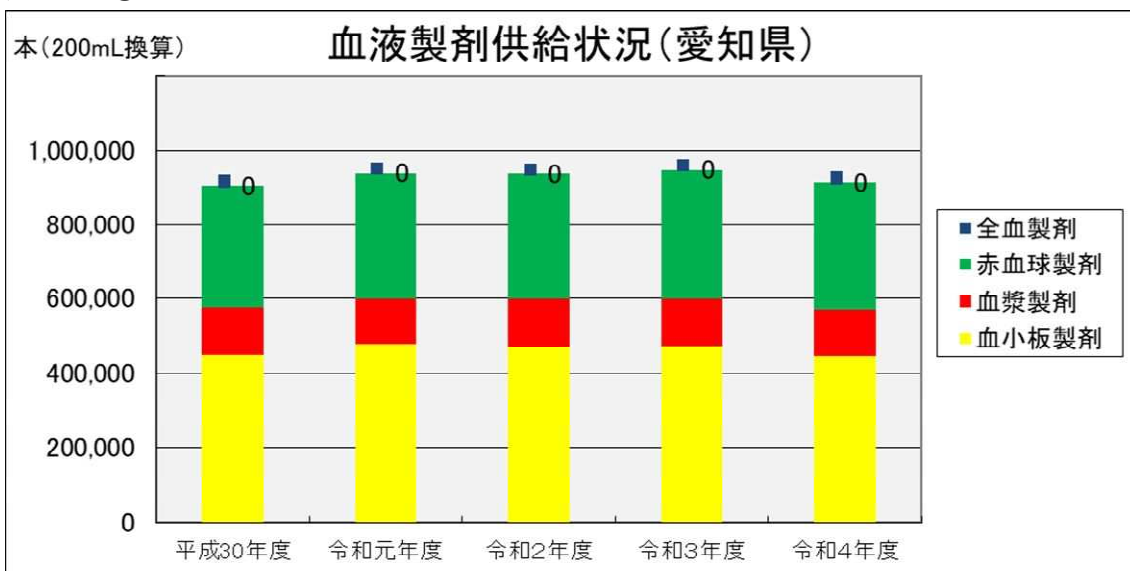
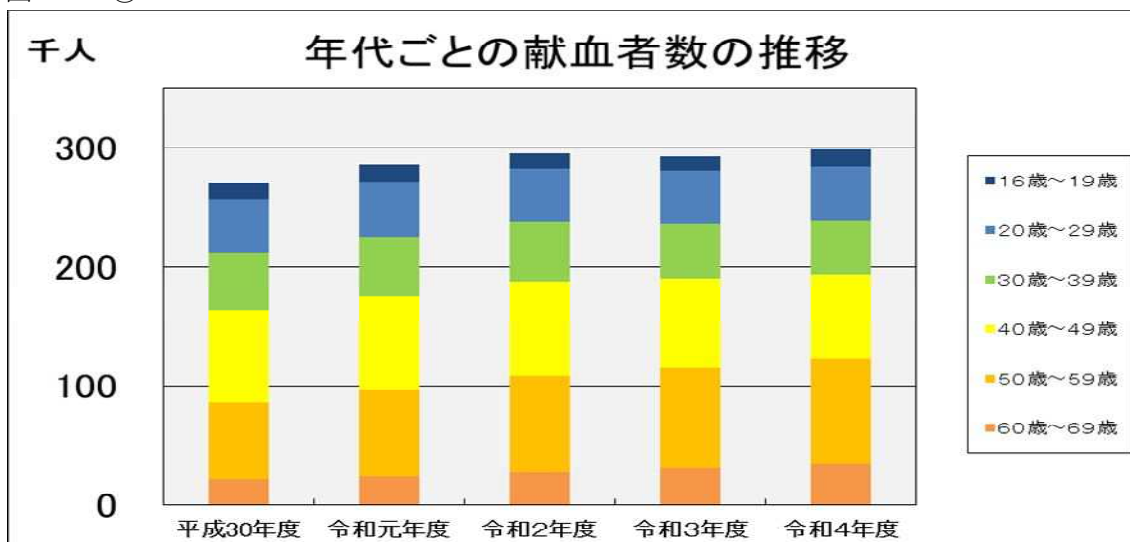


図 11-6-③



第7節 健康危機管理対策

【現状と課題】

現 状

- 1 健康危機管理体制の整備
 - 県保健医療局に健康危機管理調整会議を設置し、定期的を開催することにより、局内の円滑な調整を図っています。
 - 関係機関と健康危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。
 - 広域的な連携体制を確保するため、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定を平成18(2006)年12月に締結しています。
 - 健康危機管理手引書を作成し、関係機関に配備しています。
 - 警察と衛生研究所が、相互に連携して検査を分担実施できる体制を整備しています。
 - 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。
- 2 平時の対応
 - 各種規制法令に基づき、通常の監視指導を行っています。
 - 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。
発生が予測される健康危機については、個別の対応マニュアルを整備しています。
 - 保健所職員に対する研修を定期的実施しています。
- 3 有事の対応
 - 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。
 - 関係機関との連携の下に、原因究明体制を確保しています。
 - 健康危機発生状況及び予防措置等について、県民へ速やかに広報できる体制を整備しています。
 - 重大な健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合は、対策本部を設置します。
- 4 事後の対応
 - 健康診断、心身の健康相談を実施します。
 - 有事の対応状況を評価するための調査研究を実施します。

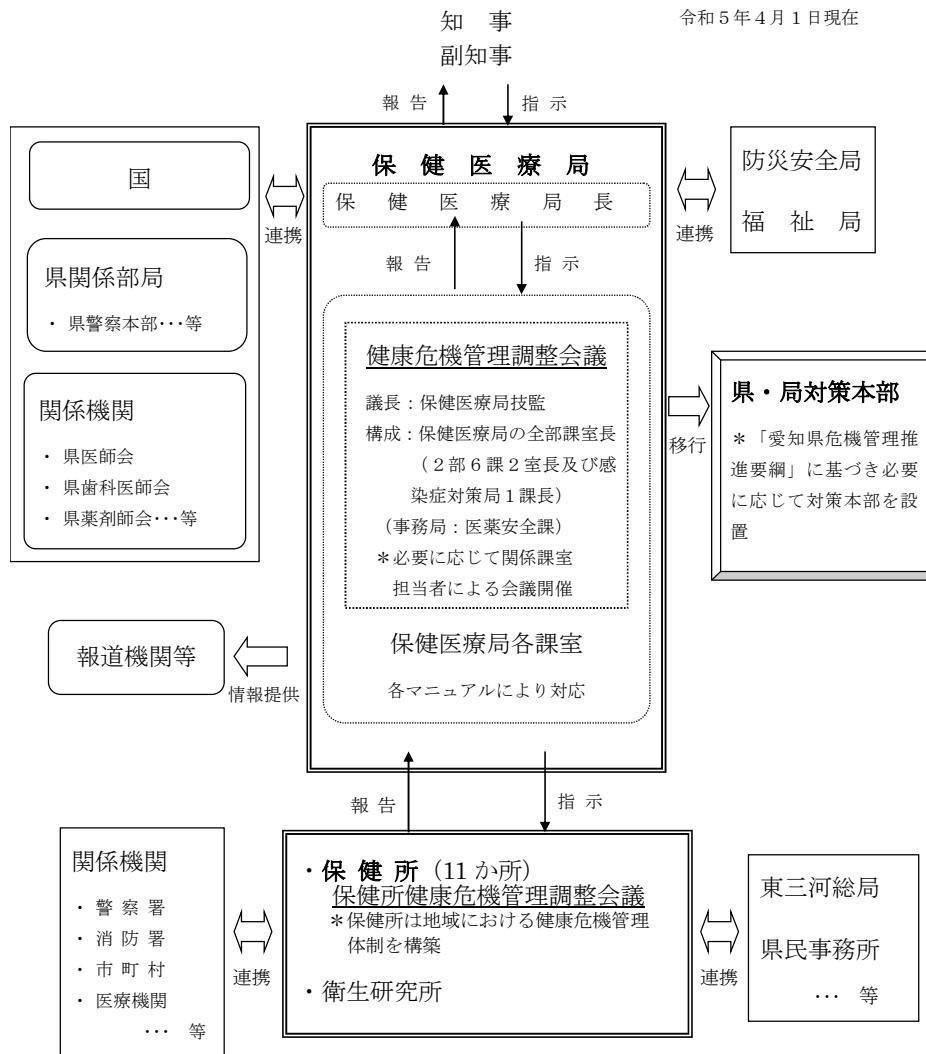
課 題

- 健康危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。
- 職員の研修・訓練を実施することにより、手引書の実効性を検討し、見直しを図る必要があります。
- 原因究明に関わる検査機関（保健所、衛生研究所、科学捜査研究所等）との連携の充実を図る必要があります。
- 監視指導体制、連絡体制について、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 情報の一元化に努める必要があります。
- 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが必要です。
- 調査研究体制の充実が必要です。

【今後の方策】

- 平時には、健康危機管理調整会議を定期に開催し、保健医療局各課室が情報を共有するとともに、有事の際には、速やかに開催し、県として適切な対応を決定します。
- 保健所や衛生研究所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を実施するなど、人材育成に努めます。
- 保健所の広域機動班の機能を強化し、平時における監視指導を更に充実させます。

保健医療局健康危機管理体制図



【体制図の解説】

- 平時には、保健医療局内各課室において健康危機に関する情報収集を行い、健康危機管理調整会議を定期的で開催して、情報の共有を図っています。また、必要な情報が速やかに知事まで報告される体制を整備しています。
- 県の防災安全局を始めとする関係部局、国及び警察本部並びに関係機関との連絡網により、情報収集及び情報提供を行うなど連携を図っています。
- 有事の際には、健康危機管理調整会議を速やかに開催し、適切な対応を図ります。また、愛知県危機管理推進要綱に基づく対策本部設置の必要性について検討し、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置します。
地域においても、保健所を中心として、警察署、消防署、市町村等と密接な連携を保ち、情報収集に努めており、有事の際には、速やかに保健医療局の各担当課室へ状況報告が行われ、適切な対応を行うための体制を整えています。